

第 2 2 節 危険物災害予防計画

第 1 項 危険物災害予防対策

第 2 項 高圧ガス災害予防対策

第 3 項 火薬類災害予防対策

第 4 項 毒物劇物災害予防対策

第 5 項 輸送対策

《 基本方針 》

消防機関は、危険物（消防法 第 2 条第 7 項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防本部及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 消防法に基づく保安監督の強化
- (3) 保安体制の確立及び教育の徹底
- (4) 車両火災の予防
- (5) 危険物施設における自主防災組織の育成

《 現況/課題 》

本市における危険物、高圧ガス施設については、工場等が比較的少なく、特に大規模な危険物を有する事業所はない。平成 24 年 12 月 31 日現在における危険物施設数は 114 となっている。また、危険物施設で取り扱う危険物の種別を見ると、第 4 の危険物がそのほとんどとなっている。

危険物施設は、消防法の規制にしたがって監督・自主保安体制がとられているため、消防機関の指導の他、施設の管理者の防災対策に頼らざるを得ない。

また、交通網の拡大により危険物輸送による事故の危険性も拡大することとなる。

《危険物施設概要表》

◆ 危険物施設一覧

| 危険物施設 | 製造所 | 貯蔵所 | | | | | | | 取扱所 | | | | 合計 | |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|----|-----|
| | | 屋内貯蔵所 | 屋外タンク | 屋内タンク | 地下タンク | 簡易タンク | 移動タンク | 屋外貯蔵所 | 小計 | 給油取扱所 | 販売取扱所 | 一般取扱所 | | 小計 |
| 数量 | 0 | 17 | 9 | 4 | 19 | 0 | 20 | 3 | 72 | 28 | 0 | 14 | 42 | 114 |

(平成24年12月31日)

資料；筑紫野太宰府消防組合消防本部 警防課資料

第1項 危険物災害予防対策

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
- (2) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規定の策定及び整備を指導する。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。
- (4) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (5) 基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。

2. 保安意識の高揚

- (1) 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。
- (2) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。
- (3) 危険施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する。

3. 保安指導

- (1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。

4. 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設の管理者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。
- (3) 危険物施設の自主点検の徹底について指導する。

第2項 高圧ガス災害予防対策

《 基本方針 》

高圧ガスは、その取扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、市及び消防関係機関等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令に基づく規制（高圧ガス保安法等）に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を図る。

《 計画目標 》

1. 規制、指導

- (1) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
- (2) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (3) 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、保安の確保を図る。
- (4) 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、関係機関と緊密に連携して、随時、一斉取締りを行う。

2. 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。
- (3) 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害物災害予防思想の啓発を図る。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

第3項 火薬類災害予防対策

《 基本方針 》

本市における火薬取扱い施設は存在しないが、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等の基準への適合。
- (2) 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等の指導。

2. 保安意識の高揚

- (1) 火薬類取締法の周知徹底。
- (2) 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技師免許取得者等に対する講習会を通じたの保安意識の高揚。
- (3) 災害予防週間を通じて、ポスターの配布等による予防思想の啓発。

3. 保安指導

- (1) 火薬類の製造所及び火薬庫等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立入検査の実施。
- (2) 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対するの指導と関係法令の周知徹底。
- (3) 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業の指導。

4. 自主保安体制の確立

- (1) 火薬類取扱事業者に対する保安教育と自主検査の徹底。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制の整備。

第4項 毒物劇物災害予防対策

《 基本方針 》

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階における規制、指導、災害予防対策については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

《 現況/課題 》

本市における毒物劇物取扱所が23箇所（一般19、農業3、特定1）存在する。

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合。
- (2) 営業者等に対し立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備指導。
- (3) 毒劇物の漏出等により住民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置。

2. 保安意識の高揚

- (1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底。
- (2) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底。

3. 保安指導

- (1) シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導。
- (2) 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導。

4. 自主保安体制の確立

- (1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立。
- (2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導。

第5項 輸送対策

《 計画目標 》

1. 危険物輸送対策

- (1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- (2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。

2. 消火薬剤の緊急輸送対策

- (1) 特殊火災における近接市町村との消防相互応援体制の強化を図る。
- (2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。